

令 7 医 務 保 険 第 1 6 0 4 号  
令 和 8 年 (2026年) 2 月 2 0 日

山 口 県 医 師 会 長  
山 口 県 歯 科 医 師 会 長 様  
山 口 県 病 院 協 会 長

山 口 県 健 康 福 祉 部 医 務 保 険 課 長

**医 療 機 関 等 に お け る 賃 上 げ ・ 物 価 上 昇 に 対 す る 支 援 事 業**  
**(診 療 所 物 価 支 援 事 業) の 実 施 に つ い て**

本 県 の 保 健 医 療 行 政 の 推 進 に つ き ま し て 、 平 素 か ら 格 別 の 御 協 力 を 賜 り 、 厚 く お 礼 申 し 上 げ ま す 。

県 で は 、 診 療 所 の 経 営 改 善 を 通 じ た 地 域 医 療 体 制 の 確 保 を 図 る こ と を 目 的 と し て 、 診 療 等 に 必 要 な 経 費 の 物 価 上 昇 に 対 応 す る た め の 「 山 口 県 診 療 所 物 価 支 援 給 付 金 」 を 支 給 す る こ と と し ま し た の で お 知 ら せ し ま す 。

な お 、 事 業 の 詳 細 や 申 請 方 法 等 は 、 県 ホ ー ム ペ ー ジ に 掲 載 し て い ま す の で 、 御 確 認 く だ さ い ま す と と も に 、 貴 会 会 員 へ の 周 知 に つ い て 御 協 力 を お 願 い し ま す 。

記

**1 申 請 受 付 期 間**

令 和 8 年 2 月 2 0 日 ( 金 ) か ら 令 和 8 年 3 月 5 日 ( 木 ) 【 必 着 】

**2 県 ホーム ペ ー ジ URL**

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/46/334672.html>

**3 対 象 者**

○ 次 の 要 件 を 満 た す 県 内 の 診 療 所 が 対 象 で す 。

( 1 ) 保 険 医 療 機 関 コー ド が 発 行 さ れ て お り 、 令 和 7 年 4 月 1 日 か ら 申 請 時 点 ま で に 診 療 報 酬 を 請 求 し た 実 績 が あ る こ と

( 2 ) 廃 院 ・ 廃 止 し て お ら ず 、 申 請 時 点 で 廃 院 ・ 廃 止 の 予 定 が な い こ と

○ 病 床 数 は 令 和 7 年 8 月 1 日 時 点 で の 許 可 病 床 数 と し 、 休 床 分 も 含 む こ と と し ま す 。

た だ し 、 「 病 床 数 適 正 化 支 援 事 業 」 に よ っ て 令 和 7 年 8 月 2 日 以 降 に 削 減 し た 病 床 が あ れ ば 、 そ の 数 を 除 き ま す 。

○ 「 山 口 県 医 療 機 関 等 光 熱 費 高 騰 対 策 支 援 金 」 や 「 山 口 県 医 療 機 関 食 材 料 費 高 騰 対 策 支 援 金 」 を 受 給 済 み の 診 療 所 も 対 象 と な り ま す 。

**4 お 問 い 合 わ せ 先**

山 口 県 健 康 福 祉 部 医 務 保 険 課

電 話 番 号 : 0 8 3 - 9 3 3 - 2 8 2 0

受 付 時 間 : 9 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0 ( 土 日 祝 を 除 く )

担 当 医 療 指 導 班 堀 永
-------------------------

令 7 医 務 保 険 第 1 6 0 4 号  
令和 8 年 (2026 年) 2 月 2 0 日

各診療所の管理者 様

山口県健康福祉部医務保険課長

**医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業  
(診療所物価支援事業) の実施について**

本県の保健医療行政の推進につきまして、平素から格別の御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

県では、診療所の経営改善を通じた地域医療体制の確保を図ることを目的として、診療等に必要な経費の物価上昇に対応するための「山口県診療所物価支援給付金」を支給することとしましたのでお知らせします。

なお、事業の詳細や申請方法等は、県ホームページに掲載していますので、御確認くださいませようお願いします。

記

**1 申請受付期間**

令和 8 年 2 月 2 0 日 (金) から令和 8 年 3 月 5 日 (木) 【必着】

**2 県ホームページ URL**

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/46/334672.html>

※なるべくオンライン申請をご利用ください。

**3 お問い合わせ先**

山口県健康福祉部医務保険課

電話番号：083-933-2820

受付時間：9:00～17:00 (土日祝を除く)

## 山口県診療所物価支援給付金について

診療所の経営改善を通じた地域医療体制の確保を図ることを目的として、診療等に必要な経費の物価上昇に対応するための給付金を支給します。

※この事業は、国が実施する「医療・介護等支援パッケージ」の一環として実施するものです。

対象施設	山口県内に所在する診療所（有床・無床、医科・歯科ともに対象） ※詳しい要件については「2 注意事項」をご確認ください。
申請期間	令和8年2月20日(金)～令和8年3月5日(木)必着
申請書類	①支給申請書（様式第1号） ②振込先の預金通帳の写し ※必ず申請者名義の口座を指定してください。 「山口県医療機関等光熱費高騰対策支援金」や「山口県医療機関食材料費高騰対策支援金」を受給した実績があり、今回も同じ口座への振込を希望される場合、（口座名義人等に変更がなければ）預金通帳の写しは添付不要です。

### 1 支給額

支給は1施設につき1回限りです。なお、病床数は令和7年8月1日時点での許可病床数とし、休床分も含むこととします。ただし、「病床数適正化支援事業」によって令和7年8月2日以降に削減した病床があれば、その数を除きます。

施設区分	支給額
有床診療所（医科・歯科）	許可病床数×1.3万円 ※許可病床が13床以下の場合、1施設17万円
無床診療所（医科・歯科）	1施設17万円

### 2 注意事項

#### (1) 支給対象について

- ・次の要件を満たす県内の診療所が対象です。
  - ①保険医療機関コードが発行されており、令和7年4月1日から申請時点までに診療報酬を請求した実績があること
  - ②廃院・廃止しておらず、申請時点で廃院・廃止の予定がないこと
- ・「山口県医療機関等光熱費高騰対策支援金」や「山口県医療機関食材料費高騰対策支援金」を受給済みの診療所も対象となります。

#### (2) 給付金の支給について

- ・申請内容が適正と認められれば、令和8年3月末までに給付金を支給します。

- ・支給決定の通知はお送りせず、給付金の払込をもって代えるものとします。
- ・給付金を受給した歯科診療所においては、歯科技工所への委託料へ適切な転嫁を行うなど、歯科技工所における物価高騰への対応にもご配慮をお願いします。

※その他、制度の詳細は「山口県診療所物価支援給付金支給要綱」及びQ&Aをご確認ください。

### 3 申請方法・申請先

- なるべくオンライン申請をご利用ください。
- メールまたは郵送で申請する場合は、以下のURLから様式をダウンロードしてください。
- なお、様式がダウンロードできない場合は、各健康福祉センター及び下関保健所で配布する申請書をご利用ください。

申請書のダウンロード <https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/46/334672.html>

- ① オンライン申請（やまぐち電子申請サービス利用）の場合  
 事前に振込先の預金通帳の写しをご用意いただき、  
 右の二次元コードまたは以下のURLから申請して  
 ください。電子申請サービスの利用者登録は不要です。



やまぐち電子申請サービス

<https://shinsei.pref.yamaguchi.lg.jp/SdsShinsei/directCall.harp?target=tetuduki&lgCd=350001&shinseiFmtNo=151002&shinseiEdaban=01>

- ② メール申請の場合

支給申請書（様式第1号）と振込先の預金通帳の写しをお送りください。

メールアドレス chinage-bukka@pref.yamaguchi.lg.jp

- ③ 郵送申請の場合

支給申請書（様式第1号）と振込先の預金通帳の写しをお送りください。

送付先 〒753-8501 山口市滝町1番1号

山口県健康福祉部医務保険課 賃金・物価支援担当あて

### 4 お問い合わせ先

山口県 健康福祉部 医務保険課

TEL 083-933-2820

【受付時間：平日9:00～17:00】

医療機関等における賃上げ・  
物価上昇に対する支援事業  
(診療所物価支援事業)

Q & A

令和8年2月12日  
山口県健康福祉部医務保険課

## 1 支給対象

Q 支給対象は。

A 次の要件を満たす県内の診療所が対象となります。

- (1) 保険医療機関コードが発行されており、令和7年4月1日から申請時点までに診療報酬を請求した実績があること
- (2) 廃院・廃止しておらず、申請時点で廃院・廃止の予定がないこと

Q ベースアップ評価料の届出や賃上げに関する要件はないのか。

A 診療所等賃上げ支援事業（令和8年度に実施予定）と異なり、本事業の給付金について、ベースアップ評価料の届出等は支給の要件になっていません。

Q 支給額を算定する際の「病床数」は、どのように数えればよいか。

A 令和7年8月1日時点の許可病床数で申請してください。休床分も含みます。ただし、「病床数適正化支援事業」によって令和7年8月2日以降に削減した病床があれば、その数を除いて申請してください。

Q 病床数が少ない有床診療所（病床数×1.3万円）は、無床診療所（1施設17万円）より支給額が少なくなるのではないのか。

A 病床数13床以下の有床診療所には、1施設当たり17万円を支給します。

有床診療所（病床14床）  $1.3 \text{万円} \times 14 = 18.2 \text{万円} > 17 \text{万円}$   
（病床13床）  $1.3 \text{万円} \times 13 = 16.9 \text{万円} < 17 \text{万円}$

Q 開設者の本店が県外にあっても申請できるか。

A 山口県内に所在する診療所については申請できます。一方で、開設者の本店が山口県内にあっても診療所が県外に所在する場合、申請はできません。

Q 「医療機関等光熱費高騰対策支援金」や「医療機関食材料費高騰対策支援金」を受給した実績があるが、今回の給付金の支給を申請して支障ないか。

A 上記支援金等を受給していても、今回の給付金受給は制限されません。

## 2 申請・支給について

Q 申請の受付期間は。

A 令和8年2月20日から同年3月5日までの間、申請を受け付けます。

**Q 今回の受付期間内で申請できなかった場合、救済措置はないのか。**

A 国からの要綱等の提示が年度末にかかり、受付期間を十分確保できなかったことを考慮し、未申請の診療所を対象とした申請受付を令和8年度に改めて実施する予定です。

**Q 給付金はいつ支給されるのか。**

A 申請書の受理後、審査を行い、内容が適正と認められれば、令和8年3月末までに給付金をお支払いする予定です。

なお、申請内容に確認や補正が必要となり、処理を完結できない場合には、令和8年度に改めて申請を受け付けるなどの対応とさせていただく可能性がありますので、あらかじめご了承ください。

**Q 法人として診療所を複数開設している場合、どう申請すればよいか。**

A 開設者が同じ診療所については、なるべく取りまとめて申請してください。

**Q 申請後に申請内容の誤りに気づいたが、どのように対応したらよいか。**

A 速やかに山口県医務保険課にご連絡ください。

なお、実態と異なる書類を偽造して提出し、支援金を受給しようとすることは不正受給行為に当たりますので、決して行わないでください。

**Q 光熱費・食材料費高騰対策支援金を受給した実績があり、今回の給付金も同じ口座への振込を希望する場合、預金通帳の写しの添付は省略できるか。**

A 給付金の振込先として、過去に山口県医務保険課から上記支援金を振り込んだ口座を指定される場合、預金通帳の写しは添付不要です。ただし、代表者の変更等で口座情報に変更が生じている場合は添付が必要です。

**Q Web口座（無通帳口座・通帳レス口座）への振込を希望する場合、預金通帳の写しを添付できないが、どうすればよいか。**

A ネット銀行の口座情報画面など、口座情報（銀行名、支店名、口座名義人、口座番号、普通・当座の別）が分かるものを添付してください。

**Q オンライン申請には「やまぐち電子申請サービス」の利用者登録が必要か。**

A 不要です。給付金の申請ログイン画面でメールアドレスを入力し「ログインしないで申請する」ボタンを押すと「入力開始ページ」のURLと「仮受付番号」がメールで届きますので、そちらから申請手続きをお願いします。

**Q オンライン申請したが、申請完了の自動配信メールが届かない。**

A オンライン申請が正常に完了すると、申請直後、申請完了のメールが自動で配信されます。メールの受信フォルダ（迷惑メールフォルダ含む）にメールが届いていない場合には、再度、最初から手続きをお願いします。

(様式第1号)

# 山口県診療所物価支援給付金 支給申請書

申請日： 令和8年 月 日

山口県知事 様

【申請者】郵便番号  
(開設者)住所

氏名・法人名  
(法人の場合)代表者名

【担当者】氏名  
電話番号  
メールアドレス

山口県診療所物価支援給付金の支給を受けたいので、下記のとおり申請します。

## 1. 振込口座情報

金融機関名	支店名
金融機関コード(4桁)	支店コード(3桁)
口座種別	口座番号(7桁)
口座名義人 ※半角カタカナで記載	

※必ず申請者名義の口座を指定してください。法人の場合は当該法人、個人事業主の場合は当該個人の口座に限ります。

## 2. 施設情報・支給額

施設区分	施設名	所在地(市町名から番地まで)	保険医療機関 コード	病床数 (注記参照)	支給額

注記：病床数は、令和7年8月1日時点の許可病床数です(休床分を含む。)

ただし、「病床数適正化支援事業」によって令和7年8月2日以降に削減した病床は除きます。

合計

## 3. 誓約

- 申請内容に虚偽はありません。
- 申請対象の施設に健康保険法上の保険医療機関コードが発行されており、令和7年4月1日から申請時点までの間に診療報酬を請求した実績があります。
- 申請対象の施設について、今後も事業を継続する意思があります。
- 県税の滞納はありません。
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する「暴力団」及び「暴力団員」に該当しません。また、暴力団や暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していません。
- 支給要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合には、速やかに給付金を返還します。

山口県診療所物価支援給付金の支給を申請するにあたり、上記の内容について誓約します。	以下の□に✓を記入 <input type="checkbox"/>
---	---------------------------------------

※誓約のチェックがなければ申請書を受け付けることができません。

# 山口県診療所物価支援給付金 支給申請書

申請日: 令和8年 2月 20日

山口県知事 様

市町名より後の住所(丁目、番地等)を  
忘れず記入してください。

県外の法人等が申請される場合には、  
都道府県名から住所を記入してください。

「氏名・法人名」は医療機関等の開設者が  
個人の場合は個人のお名前を、法人の場合  
は法人名を入力してください。

郵便番号 7538501

住所 山口市

滝町1-1

氏名・法人名 医療法人山口県

(法人の場合)代表者名 理事長 山口県 太郎

氏名 山口県 一郎

電話番号 083-933-2835

メールアドレス [byouinshienkin@pref.yamaguchi.lg.jp](mailto:byouinshienkin@pref.yamaguchi.lg.jp)

## 山口県診療所物価支援給付金の支給を受ける

口座名義人は通帳表紙の裏面を確認して、  
カタカナで入力してください。

### 1. 振込口座情報

金融機関名	〇〇銀行	支店名	〇〇支店
金融機関コード(4桁)	1111	支店コード(3桁)	222
口座種別	普通	口座番号(7桁)	1234567
口座名義人 ※半角が効力で記載	イリョウホウジンヤマグチケン		

※必ず申請者名義の口座を指定してください。法人の場合は当該法人個人事業主の場合は当該個人の口座に限ります。

13床以下の場合も必ず記入してください

### 2. 施設情報・支給額

施設区分	施設名	所在地(市町名から番地まで)	保険医療機関 コード	病床数 (注記参照)	支給額
有床診療所 (14床以上)	山口県有床診療所	山口市滝町1-1	0311111	19	247,000
有床診療所 (13床以下)	山口県岩国診療所	岩国市三笠町1-1-1	0822222	9	170,000
無床診療所	山口県周南診療所	周南市毛利町2丁目38	1233333		170,000
				合計	587,000

支給額及び合計額も忘れず記入してください

注記: 病床数は、令和7年8月1日時点の許可病床数です(休床分を含む。)  
ただし、「病床数適正化支援事業」によって令和7年8月2日以降に削減した病床は除きます。

### 3. 誓約

- (1) 申請内容に虚偽はありません。
- (2) 申請対象の施設に健康保険法上の保険料を納付し、申請時点から申請時点までの間に診療報酬を請求した実績があります。
- (3) 申請対象の施設について、今後も事業を継続します。
- (4) 県税の滞納はありません。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に該当しません。
- また、暴力団や暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していません。
- (6) 支給要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合には、速やかに給付金を返還します。

必ずチェックしてください。  
誓約のチェックがなければ、申請書を受け付けることができません。

山口県診療所物価支援給付金の支給を申請するにあたり、上記の内容について誓約します。	以下の□に✓を記入 <input checked="" type="checkbox"/>
---	--

※誓約のチェックがなければ申請書を受け付けることができません。

## 【重要】 診療所等賃上げ支援事業について

本事業による補助金の支給を受けるには、賃金改善（ベースアップ）の取組を遅くとも令和8年3月1日及び同年3月末日までに実施することが要件となります。

補助金の活用をお考えの場合は、以下の内容をご確認の上、必要なご対応をお願いします。

### ■補助金の概要

診療所及び訪問看護ステーションに、賃上げのための給付金を支給

### ■受付開始

令和8年4月以降（予定）

### ■支給対象

- (1) 保険医療機関コードが発行されており、令和7年4月1日から申請時点までに診療報酬を請求した実績があること
- (2) 廃院・廃止しておらず、申請時点で廃院・廃止の予定がないこと
- (3) **令和8年3月1日時点でベースアップ評価料を届け出ていること**  
※現在の制度ではベースアップ評価料を届け出ることができない医療機関については、令和8年度診療報酬改定による見直し後、ベースアップ評価料を届け出ることを誓約すること
- (4) 令和7年12月から令和8年5月までのベースアップを実施するとともに、令和8年6月1日からベースアップの水準を維持または拡大すること  
**※賃金表や給与規程等の変更に時間を要する場合は令和7年12月から令和8年3月までの4ヶ月分の一時金または特別手当を令和8年3月までに支給の上、4月以降ベースアップを実施すること**

### ■支給額

施設区分	支給額
有床診療所（医科・歯科）	許可病床数×7.2万円 ※許可病床が2床以下の場合、1施設15万円
無床診療所（医科・歯科）	1施設15万円
訪問看護ステーション	1施設22.8万円

### ■お問い合わせ先

山口県健康福祉部 医務保険課 賃金・物価支援担当（医療指導班）

TEL：083-933-2820 Fax：083-933-2939

E-mail：chinage-bukka@pref.yamaguchi.lg.jp

（ベースアップ評価料の届出に係る窓口）

中国四国厚生局山口事務所 TEL：083-902-3171